

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年6月20日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	25-36260-0042
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備0701工事
質 問 事 項	
<p>1. 遺跡区間は施工に支障無い状態と考えてよろしいでしょうか。 また、立会等はないのでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>2. 常磐線横断箇所について下記3点についてご教示お願い致します。</p> <p>① 前後に遺跡影響区間がありますが、打ち合わせ確認済みでしょうか。</p> <p>② 横断推進管挿入時に4.0mの水平地盤が必要ですが、施工可能でしょうか。</p> <p>③ 横断の前後がJR用地内に入っていると思いますが、了解済みでしょうか。</p> <p>3. 一丁田調整池の杭打機械の仮設足場が必要と考えられますが、計上されていないと思われ ます。変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>4. 側溝の溝畔位置に布設箇所があり、掘削施工時に側溝が落ちてしまうと考えられ ますが側溝の設置・撤去等はないのでしょうか。 また、断面は標準断面のみですがよろしいのでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>5. 2工区の仮用水路の撤去は計上されていないと思われませんが、変更協議の対象とな りますでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>6. 給水用T字管は後施工できませんが、平面図TA1号支線の給水栓が着色されてお りません。計上はされているのでしょうか。 別ルートでの給水で施工を考えられているのでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>7. 参考様式3の見積単価（閲覧参考）資料の下記3点について名称（規格）が同じで 単価が異なるものがありますが、それぞれどちらを使用していますでしょうか。 ご教示お願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自由角曲管 VU 管 FRP 製 RR 継手 <math>\phi 200 90^\circ &gt; \theta &gt; 45^\circ</math> 離脱防止付 1 : 146,000/個 58 : 162,700/個</li><li>・農業用自動給水栓（給水栓本体部+センサー部）合成樹脂製 ねじ込み形 低圧用 <math>\phi 80</math> 5 : 47,400/組 39 : 71,700/組</li><li>・レジンコンクリートボックス 車道用 鉄蓋 台座付 鋳鉄製 H=570 8 : 238,500/基 43 : 281,000/基</li></ul> <p>8. 積算の単価適用年月が令和7年3月となっておりますが、単価適用日の変更に伴う特 例措置の適用対象工事となりますでしょうか。</p>	

また、対象となる場合、令和6年度の農業土木事業原単価表で単価の設定がある項目が、令和7年度では設定なしとなっている項目についてはどのようになるのでしょうか。ご教示お願い致します。

9. 高江堰パイプライン TA2-4 支線の施工において、JR 常磐線横断部を PinP 工法で施工するようになっていますが、施工をするにあたり JR 鉄道関連工事になるので、施工者はマル特業者（鉄道特異工事業者）の資格が必要ではないでしょうか。

また、施工をするにあたり、JR 工事管理者、JR 列車見張り員等の配置が必要だと思いますが、当初設計に計上されていないので、変更で計上して頂けるのでしょうか。

10. 図面に関して雲雀ヶ原パイプライン 00K1 号線のNo.0～No.5 までは測点ごとの横断図があるが、他の路線については標準断面図しかないので、すべての路線の測点毎の横断図を頂きたい。

11. 既設埋設管等の支障物について、雲雀ヶ原パイプライン 00K1 号線、00K2 号線においては工業用水、南相馬市上水道、南相馬市下水道、農業用水管、雲雀ヶ原パイプライン 00K3 号線、00K4 号線においては南相馬市上水道、高江堰パイプライン TA1 号線、TA1-1 号線、TA1-2 号線においては南相馬市上水道、高地区パイプラインが埋設されていますが、各関係機関との調整は出来ているのでしょうか。

既設埋設管について工事受注後に試掘、調査及び変更資料の作成が必要になった場合は、費用を変更で計上して頂けるのでしょうか。

12. 既設埋設管等が多数ある為、施工において防護処置及び土留め等が必要になった場合は、設計変更で費用を計上して頂けるのでしょうか。

13. 交通規制について特記仕様書第 6 章 2 項に南相馬市と協議となっているが、雲雀ヶ原パイプライン 00K1 号線、00K2 号線、00K3 号線、00K4 号線、高江堰パイプライン TA1 号線、TA1-1 号線、TA1-2 号線については道路の幅が狭い為通行止めが必要と思われるが、通行止めは可能なのでしょうか。

また工事受注後市との協議を行う際、協議に必要な資料は発注者、受注者のどちらが作成するのでしょうか。受注者が作成する場合費用は設計変更で計上して頂けるのでしょうか。

14. 特記仕様書第 9 章 1 工の (4) に市道部の埋戻しにおいては道路土工に準ずると記載されているが、当初設計では埋戻しは築堤・埋戻しで計上されているので、歩掛を路体・路床に変更して頂けるのでしょうか。

15. 高江堰パイプライン工区において市道交差点部の仮設計画図（交通規制図）があるが、これは指定仮設になるのでしょうか。指定仮設であれば費用を計上して頂きたい。

また任意仮設であれば、当初設計には交通誘導員しか計上されていない為、仮設に係る費用は共通仮設費の範囲を超えられるので、変更で費用を計上して頂きたい。

16. 高江堰パイプライン工区において、文化財が埋設されている区間があるが、施工にあたり県及び市の文化財課の立会は必要になるのでしょうか。

立会いが必要な場合、立会いの頻度によっては施工の工期及び費用に大きく影響する為、その場合工期の延長及び費用については変更で計上して頂けるのでしょうか。

17. 特記仕様書の単価適用年月日は令和 7 年 3 月 1 日となっていますが、硬質塩化ビニル管等の単価がメーカー公表単価と 2 倍以上の差があります。

公告日は令和 7 年 6 月 9 日となっています、最新の単価適用月日にはならないのでしょうか。

## 回 答 事 項

1. 図面表示の遺跡確認高より上部の施工であるため、支障はありません。また、立会等はありません。
2. ① 確認済みです。  
② 施工可能です。  
③ 了解済みです。
3. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
4. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。また、断面図は標準断面図のみとなります。
5. 現在営農で使用するため撤去は計上しておりませんが、今後撤去可能となった場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
6. 御質問の着色されていない給水栓は、別ルート別の別工事で施工予定の太田江堰パイプラインの給水栓であるため、計上しておりません。
7. ・「自由角曲管 VU 管 FRP 製 RR 継手  $\phi 200$   $90^\circ > \theta > 45^\circ$  離脱防止付」は、1 工区の P96007 の単価は 146,700 円/個、2 工区の P96069 の単価は 162,700 円/個を使用しています。  
・「農業用自動給水栓（給水栓本体部＋センサー部）合成樹脂製 ねじ込み型 低圧用  $\phi 80$ 」は、1 工区の P96015 は 47,400 円/組、2 工区の P96015 は 71,700 円/組を使用しています。  
・「レジンコンクリートボックス 車道用 鉄蓋 台座付 鋳鉄製 H=570」は、1 工区の T 単-7 号の P96020 は 238,500 円/基、2 工区の T 単-8 号の P96020 は 281,000 円/基を使用しています。
8. 入札説明書 13 (12) 単価適用日変更に伴う特例措置に記載のとおり、適用対象です。また、農林土木事業原単価表に記載の無い単価については、見積単価等による設定となります。
9. JR との協議の結果、施工者はマル特業者（鉄道特異工事業者）の資格を要しません。また、工事管理者の工事現場への配置も要しません。なお、列車見張員等については、必要人数について福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
10. 雲雀ヶ原パイプライン 00K1 号線の No. 0～No. 5 まではほ場整備地区外であり、用地境界確認で必要なため横断図がありますが、他の路線はほ場整備地区内のため標準断面図のみとなります。
11. 各関係機関とは協議調整済みです。また、必要に応じて福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
12. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
13. 必要に応じ、通行止めは可能です。また、市との協議に必要な資料は、発注者が作成します。
14. 市との施工方法の協議に基づき築堤・埋戻で計上しております。
15. 任意仮設としております。なお、現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。

16. 図面表示の遺跡確認高より上部の施工であるため、支障はありません。また、立会等はありません。施工の工期及び費用に大きく影響する場合は、工期の延長については福島県工事請負契約約款第 24 条、費用については福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき、協議の対象とします。
17. 入札説明書 13 (12) 単価適用日変更に伴う特例措置に記載のとおり、適用対象です。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。